

第3回

網走港安全利用対策推進委員会

日 時 : 令和4年4月26日(火) 午前8時30分～

場 所 : 網走セントラルホテル
瑞雲

《 委 員 会 次 第 》

1. 開 会

2. 議 事

(1) 網走港を利用する船舶の安全について（資料1）

(2) 網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例
大綱（案）について （資料2）

(3) 船舶の安全な利用のための対策について（資料3）

(4) 今後のスケジュールについて（資料4）

(5) その他

3. 閉 会



網走港を利用する船舶の安全について

日時：令和4年4月26日(火)

午前8時30分～

場所：網走セントラルホテル

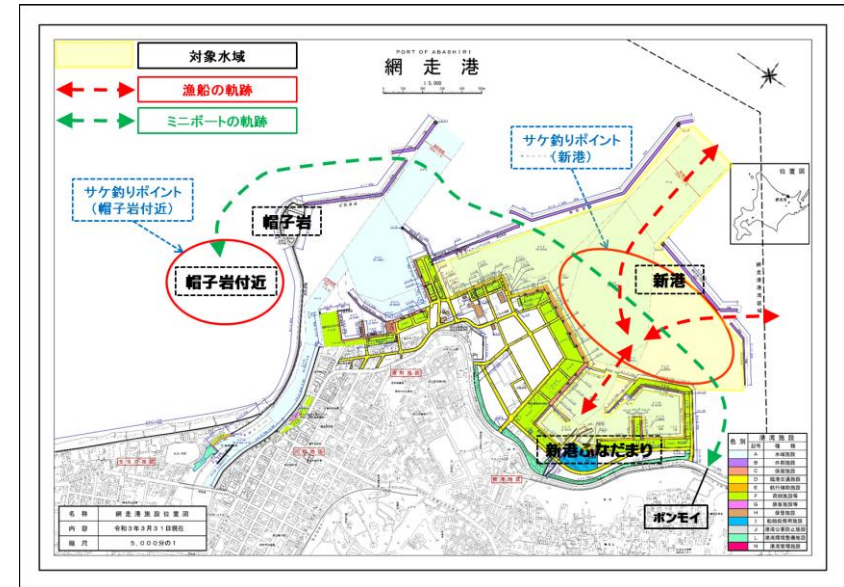
瑞雲(2階)

1 規制の方法及び内容

新たな条例を制定する

対象水域への対象船舶「進入禁止」

「釣り行為の禁止」とした場合、対象水域を通過して釣りポイントに向かうミニボート等は規制の対象外となり、漁船との輻輳する海域が生じ危険。他港の条例では、何らかの行為に対する規制が一般的であるが、港内の安全を確保するためには「進入禁止」の手段を取らざるを得ないと判断。



2 対象水域

南防波堤、島防波堤、南外防波堤と第2埠頭護岸、第3埠頭、第4埠頭に囲まれた水域
新港航路及び新港航路と南防波堤の間の水域、新港船だまりの水域

3 対象船舶

プレジャーボート、ミニボート、遊漁船、主としてろかいのみをもって運転する船舶、その他の総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁その他のレクリエーションに供される船舶。

(次の船舶を除く。)

漁船、貨物船、客船、しゅんせつ船、砂利採取船その他の作業船、国、地方公共団体、独立行政法人が所有する船舶

■ 4 進入の許可

対象水域へ進入しようとする対象船舶は、市長の許可を受けなければならない。

(ただし、次の場合を除く。)

- ・船舶の乗船者に急病、傷害その他緊急な事態が発生したとき。
- ・天候の急変により緊急避難しなければならないとき。
- ・船体等の故障により正常な操縦が困難なとき。
- ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ・入出港届を受理されているとき。
- ・港湾法第37条による申請許可を受けているとき。

■ 5 許可の基準

市長は許可を受けようとする船舶が次に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- ・船舶の航行に必要な免許、許可その他法令に基づく資格を有しない場合。
- ・対象水域内での釣り(下見等の準備行為を含む)を目的とする場合。
- ・他の船舶の安全航行に著しく支障をきたすおそれがある場合。
- ・港湾管理に支障をきたすおそれがある場合。

■ 6 罰則について

・罰則規定は設けない

・他の法令を積極的に活用する。

例) 軽犯罪法第1条32号

入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者 など

・海保、警察に協力をいただき、規制の周知、パトロールを徹底し、実行性を図っていきたい。

・ただし、実効性が図れない場合は、罰則規定を含めた協議をしていきたい。

■ 7 その他

- (1) 港湾区域内の安全な航行の指導や、フィッシングのルールやマナーの周知・啓発など、今回の安全対策以外の必要な事項について、関係各所と協議、要望をしていく必要があるものと考えている。

(目的)

網走港の船舶の航行によって発生する事故を防止し、もって海面の利用者の生命、身体の安全及び財産の保護を図ることを目的とする。

(港湾管理者の責務)

港湾区域において、港湾管理者は航行する者に対して、この条例及びこの条例に基づく規制並びにその他の法令に従い、安全な航行の指導及び対象水域の規制に努めなければならない。

(対象水域)

南防波堤、島防波堤、南外防波堤と第 2 埠頭護岸、第 3 埠頭、第 4 埠頭に囲まれた水域
新港航路及び新港航路と南防波堤の間の水域
新港船だまりの水域

(対象船舶)

プレジャーボート、ミニボート、遊漁船、主としてろかいのみをもって運転する船舶、その他の総トン数 20 トン未満の船舶であって、遊漁その他のレクリエーションに供される船舶。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- ・ 漁船法第 2 条第 1 項に規定する漁船
- ・ 海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・ 港湾運送事業法第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・ 内航海運業法 2 条第 2 項に規定する内航運送業の用に供する船舶
- ・ しゅんせつ船、砂利採取船その他の作業船
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人が所有する船舶

(進入の許可)

対象水域へ進入しようとする対象船舶は、市長の許可を受けなければならない。

但し、以下の場合を除く。

- ・ 船舶の乗船者に急病、傷害その他緊急な事態が発生したとき
- ・ 天候の急変により緊急避難しなければならないとき
- ・ 船体等の故障により正常な操縦が困難なとき
- ・ 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
- ・ 入出港届を受理されているとき
- ・ 港湾法第 37 条による申請許可を受けているとき

(許可等の基準)

市長は、許可を受けようとする船舶が次に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- ・ 船舶の航行に必要な免許、許可その他法令に基づく資格を有しない場合
- ・ 対象水域内での釣り（下見等の準備行為を含む）を目的とする場合
- ・ 他の船舶の安全航行に著しく支障をきたすおそれがある場合
- ・ 港湾管理に支障をきたすおそれがある場合

(関係法令の活用)

市長は、この条例の目的を達成するため、関係法令にある罰則規定の積極的な活用を図る。

【遊漁船業の適正化に関する法律】

(定義)

第二条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

3 この法律において「遊漁船業者」とは、次条第一項の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。

【漁船法】

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

一 もっぱら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろ、う、設備を有するもの

2 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。

3 この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。

【漁業法】

(定義)

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

3 この法律において「水産資源」とは、一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。

【海上運送法】

(定義)

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港

湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

【港湾運送事業法】

（定義）

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

（中略）

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

【内航海運業法】

（定義）

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。（中略）

2 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業

ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二 内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭よう船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

（略）

船舶の安全な利用のための対策について

○対策内容

(1) 規制に関する周知

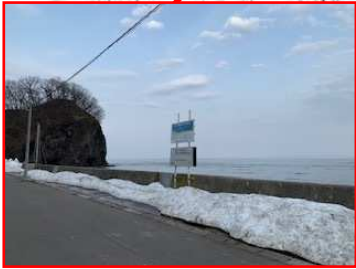
- ① 海保、警察などの関係機関と合同でミニボート利用者へ規制に関するチラシを配布
- ② 遊漁船、プレジャーボートへの規制に関するチラシを配布
- ③ 規制に関する看板設置（別紙参照 A.B.C）
- ④ 釣り新聞への規制記事の掲載
- ⑤ 日本マリン事業協会などへの協力の依頼
- ⑥ SNSやホームページの活用
- ⑦ 広報への掲載
- ⑧ フィッシングルールへの掲載要望

(2) 規制に係る監視体制

- ① 監視員 2 名を配置し、対象水域へのミニボート等の進入に対して、パトロールを強化し実効性の担保を図る（別紙参照①.②）。
- ② 進入者には、サーチライトによる照射、拡声器により規制に関する注意喚起
- ③ 常習者、悪質な者に対して、写真撮影等により海保や警察へ通報を行う
- ④ 監視の期間及び時間
 - ・ 8 月中旬～ 10 月中旬の約 2 ヶ月間（月曜日～土曜日）
 - ・ 早朝 4 時～ 8 時（4 時間）
- ⑤ 監視員の配置場所
 - ・ 第 4 ふ頭 2 号岸壁（別紙参照①）
 - ・ 新港船溜 7 号荷さばき地（別紙参照②）

別紙

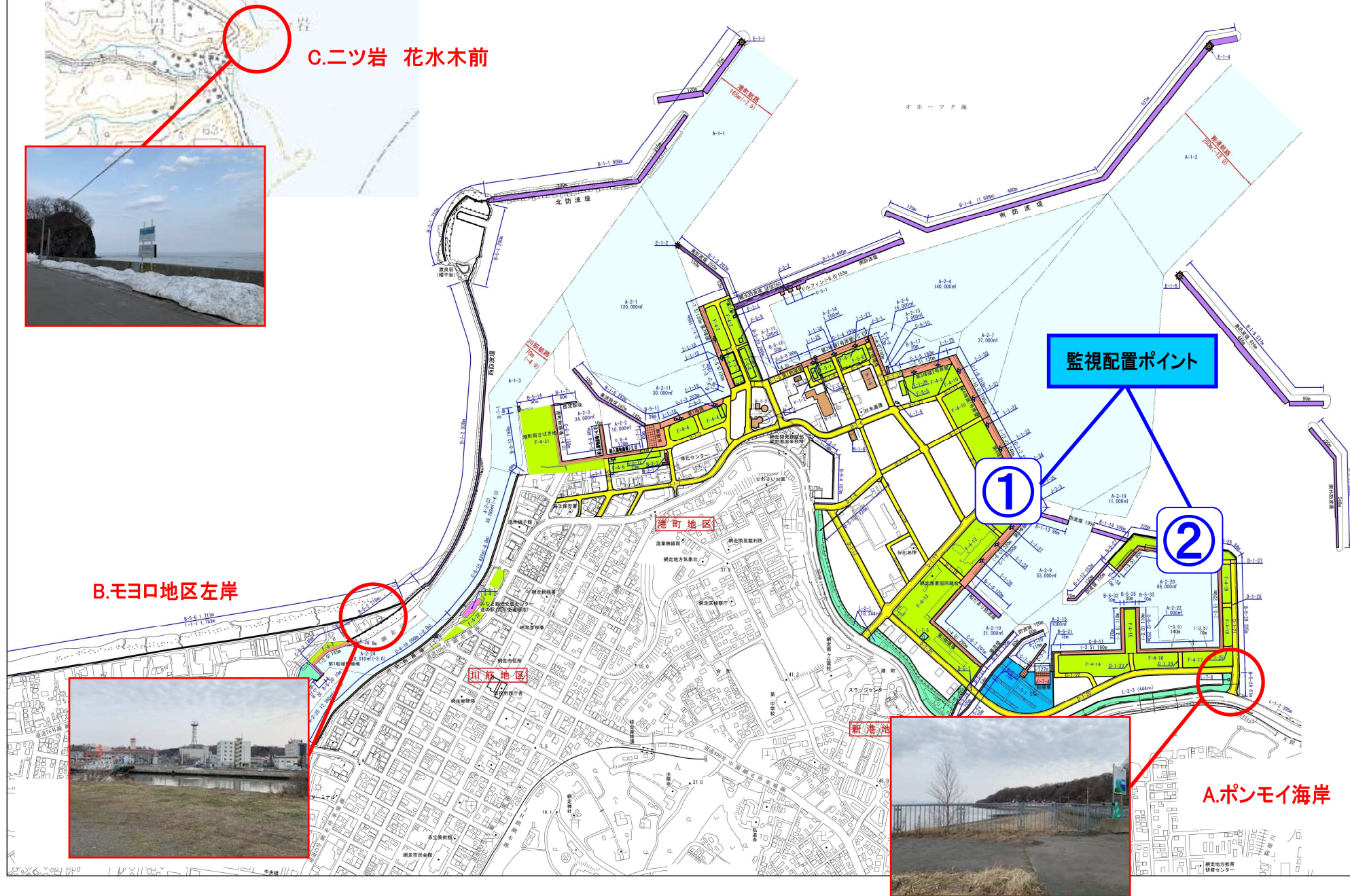
C.ニツ岩 花水木前



B.モヨロ地区左岸



A.ポンモイ海岸



今後のスケジュールについて(案)

資料 4

業 務	4 月						5 月					
	上		中		下		上		中		下	
策定手続き												
推進委員会												
事務局												